

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金） のご案内（要申請の方向け）



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

**はじめに・・・このチラシをもらった方は申請することによって
給付金を受け取れる可能性があります。**

※保護者の所得が下記所得制限限度額以上の方は受け取れません。（以下参照）

申請期限：令和4年3月10日(木)必着

所得制限限度額 ※対象児童の保護者の内、生計を維持する程度の高い者が申請者となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万円
5人	812万円	1,040万円

★扶養親族の数 ⇒ 前年中に申請者の扶養の対象となっている人数です。

※令和3年度課税台帳における扶養人数を指します。

※16歳未満の人も扶養親族として申告されていれば含みます。

<次に該当するときは、上の所得制限限度額に加算があります>

・老人控除対象配偶者か老人扶養親族であるときは、1人につき6万円を限度額に加算。

・扶養親族等の数が6人以上のとき ⇒ 1人につき38万円限度額に加算。

（老人控除対象配偶者または老人扶養親族であれば1人につき44万円加算）

判定で用いる所得額 ⇒ 下記（1）から（2）と（3）を引いた金額

（1）申請者1人の
前年中の収入総額
※世帯員の合算ではありません。
※令和2年1月～令和2年12月の収入です。
※給与収入だけでなく、不動産収入など、課税台帳に記載されたものも含まれます。

（2）申請者が前年中に受けていた控除額
・給与所得控除額（給与所得者の場合）
・必要経費の額（事業所得者の場合） など
※以下は控除を受けている場合のみ。
雑損控除：控除額、医療費控除：控除額、小規模企業共済掛金控除：控除額、障害者控除：1人につき27万円、特別障害者控除：1人につき40万円、寡婦控除：27万円、ひとり親控除：35万円、勤労学生控除：27万円
※その他、下記に該当する場合には控除を行います。
・公共用地取得による土地代金等の特別控除の適用
※給与所得又は公的年金に係る雑所得がある場合は、それらの合計額から10万円控除します。

（3）
8万円
（一律）

裏面に続きます。必ずご確認ください！

1. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

次に記載する児童が対象になります。※**所得制限以上の方は対象となりません。**

- ①令和3年9月分（令和3年10月定期払い分）の**児童手当支給対象**となる児童
- ②令和3年9月30日時点で**高校生相当**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ③令和3年9月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当の支給対象児童（**新生児**）

2. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、5万円です。

3. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、令和4年1月から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

申請が必要な方（「申請不要」でのお知らせが届かない方）

※**所得制限以上の方は対象となりません。**

- ・令和3年9月30日時点で**高校生相当**（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）以上の児童のみを養育している保護者（保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合）
- ・所属庁から児童手当を受給している**公務員**
- ・令和3年11月から令和4年3月までに生まれた児童手当支給対象児童（**新生児**）の保護者 等

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和3年9月30日）時点での住所地市町村（特別区含む）から支給されますので、10月1日以降転居された方でご不明な点があれば、引越前の市町村にお問い合わせください。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 浜松市で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができます場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金については、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



浜松市役所 子育て支援課 「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

電話：053（457）2792 FAX：053（457）3011

住所：〒430-0933浜松市中区鍛冶町100-1

ザザシティ浜松中央館5階

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに浜松市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに浜松市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。